

全国児童福祉主管課長会議

追加資料(総務課虐待防止対策室)

平成19年2月23日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室

追加資料目次

1. 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の
実施について（案） 1
2. こんにちは赤ちゃん事業実施ガイドー先進事例集ー 5

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施について（案）

1 目的

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

（1）対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

（2）訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間

ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

（3）訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。

（4）実施内容

- ① 育児に関する不安や悩みの聴取、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

(5) 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の手続きを得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
- ② 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報保護に万全を期すこと。
- ③ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- ④ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- ⑤ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。

(6) 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、(5)の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう務めること。

(7) ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

(8) 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、本事業実施要綱の3の(4)の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

(9) 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は最長3年間（平成21年度まで）とする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

参 考

「新生児訪問指導」と「生後4か月までの全戸訪問事業」について

	新生児訪問指導	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
実施主体	市区町村	市区町村
対 象 者	<p>新生児（出生後28日を経過しない乳児）で、育児上必要があると認める場合</p> <p>なお、新生児でなくなった後も継続可</p>	<p>出生後4か月を経過しない乳児のいる全ての家庭</p> <p>なお、対象家庭の事情によっては4か月を経過した後も可</p>
訪 問 者	<p>医師、保健師、助産師、その他の職員</p>	<p>保健師、助産師、看護師、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母乳栄養の勧奨 ・ 授乳技術、栄養と食生活の指導 ・ 清潔、保温、感染防止等の生活指導 ・ 先天異常早期発見の指導 ・ 養育医療、育成医療、施設入所等の社会資源の活用指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児に関する不安や悩みの聴取、相談 ・ 子育て支援に関する情報提供 ・ 親子の心身の状況や養育環境の把握 ・ 要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整
財政支援	<p>地方交付税措置</p> <p>(平成10年度に一般財源化)</p>	<p>次世代育成支援対策交付金</p>

こんにちは赤ちゃん事業実施ガイド

—先進事例集—

平成19年2月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来たしやすく不安定な時期であるにもかかわらず、少子化と核家族化の進行により周囲からの支援を受けることが困難な状況にあることが少なくありません。支援が得られない状況に置かれている母親は、周囲から孤立し育児不安を抱えながらも子どもの世話に追われるため、このような状況は母親を追い詰め、産後うつ発症やひいては児童虐待の一因となることが指摘されています。

このため、厚生労働省では生後4か月までの新生児・乳児がいる家庭全てを訪問し、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を図るための「生後4か月までの乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業。以下同じ。）」を創設しました。

各市町村においては、これまでも新生児の訪問指導等により家庭訪問が実施されているところですが、さらに本事業により生後4か月までの乳児がいる全ての家庭への訪問を実現していただくために、既に全戸訪問を実施している市町村にご協力いただき、今般「こんにちは赤ちゃん事業実施ガイドー先進事例集ー」を作成しました。これを参考に、各市町村の実情に応じて事業が全国で実施されることを期待しております。

なお、事業の実施に当たっては「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施について（案）」も合わせて必ずお読み下さい。

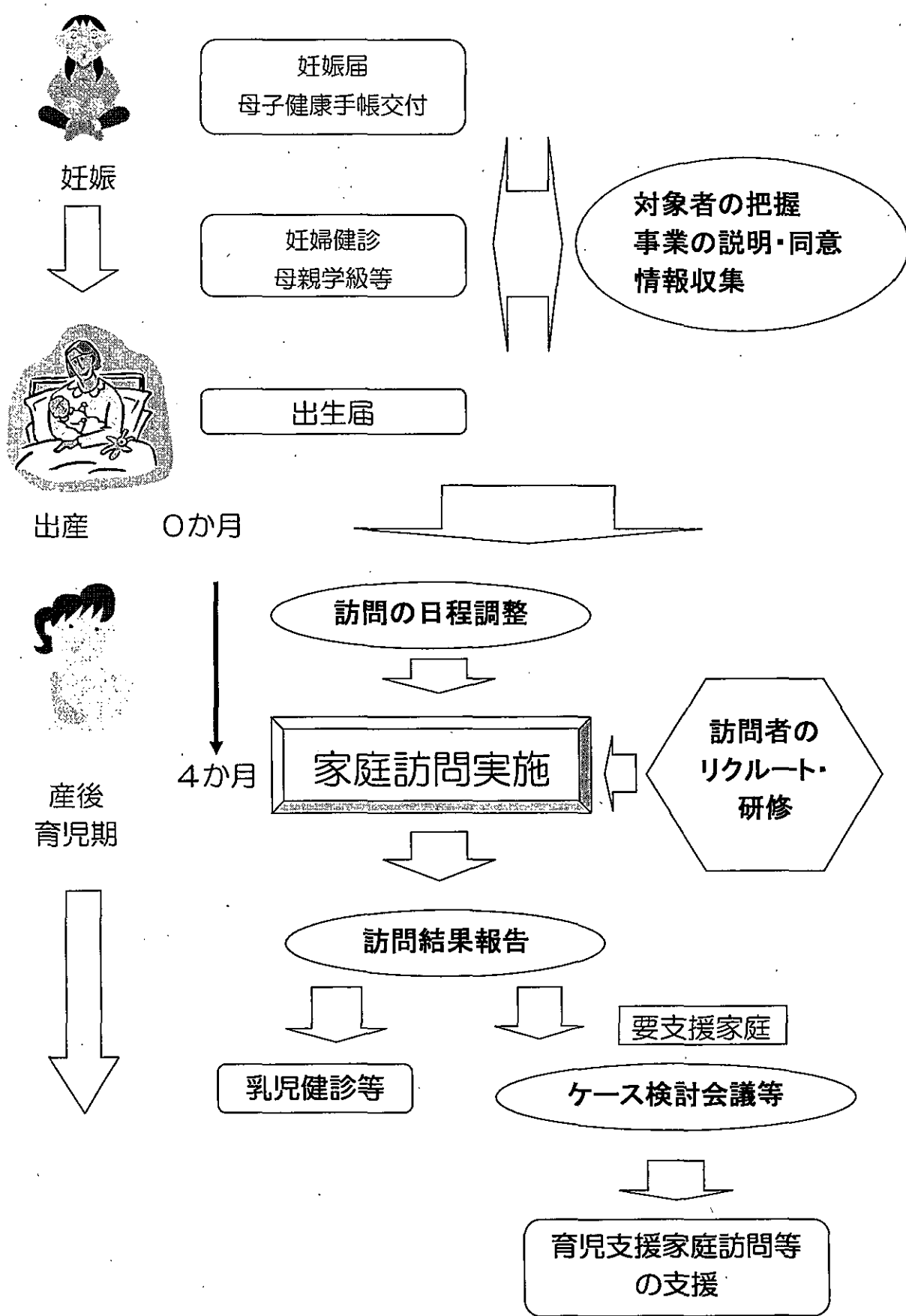
平成19年2月

目 次

1. 事業の概要.....	1
2. 対象家庭と実施計画	3
3. 事業の周知.....	4
4. 個人情報保護と訪問の同意.....	4
5. 訪問時期.....	6
6. 訪問者のリクルート	6
7. 訪問者の研修	7
8. 訪問時に提供する書類等	9
9. 訪問の内容	10
10. リスクアセスメント.....	12
11. 訪問結果のとりまとめ.....	14
12. その他	15
参 考 資 料.....	16

1. 事業の概要

- この事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的としていること。
- 全戸訪問を実現するためには、その趣旨を住民に広く周知するとともに、対象者には妊娠届・母子健康手帳交付の際や妊婦健診、出生届の際等を活用して周知を図り、事前に訪問日時の手続きを得るなど事前の取組が重要であること。
- また、より有効な事業とするためには、訪問内容について精査し、訪問者の採用方法及び研修について具体的に取り決め、訪問の質を一定に保つよう努めることが重要であること。
- 訪問結果については、市町村の担当部署に報告し、保健師等の専門職を中心にアセスメントを行い、必要に応じてケース検討会議を開催し、支援が必要な家庭に対して育児支援家庭訪問事業等による継続支援を行うことにより、母親の育児疲れや育児不安等を軽減し、児童虐待の防止や子どもの健全な育成を図ること。



2. 対象家庭と実施計画

- 対象家庭は、生後4か月までの乳児のいる家庭全てとすること。
- 対象家庭は、妊娠届（母子健康手帳交付時）や出生届の際に把握すること。
- 対象家庭への訪問実績が100%となるよう実施計画を策定すること。ただし、事業を開始した年度内にこうした目的を達成する体制整備が困難な場合は、平成21年度までに段階的に実施することも差し支えないこと。
- 既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動との役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

役割分担の例示

【新生児訪問指導では要支援家庭をカバーし、こんにちは赤ちゃん事業ではそれ以外を訪問】

《要支援家庭と考えられる対象》

- ・ 母体が心疾患、腎疾患、糖尿病、精神疾患等重大な基礎疾患を有する場合
- ・ 若年出産の場合
- ・ 多胎出産の場合
- ・ 対象乳児のきょうだいへの虐待により児童相談所や市町村が関与している家庭の場合
- ・ 一人親家庭の場合
- ・ 出産前後で転入した場合
- ・ その他要支援家庭として市町村が把握している場合 等

【埼玉県鶴ヶ島市の場合】

- 新生児訪問指導→母子保健推進員（助産師看護師有資格者）が実施
第1子全て、及び第2子以降の希望者とハイリスクケース
- 育児支援家庭訪問事業（平成18年度）→こども支援室育児支援家庭訪問員（心理士、保育士資格保持者）
新生児訪問指導対象者以外の第2子以降

3. 事業の周知

- 広報誌、ホームページ等により事業の実施を広報すること。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際に事業の実施に関する文書を手渡し、説明する等により周知を図り理解を得ること。
- 妊婦健診、母親教室等において、本事業の周知を図ること。
- 産科医療機関等に対し事業の実施について説明し理解を得るとともに、要支援家庭や出産後の長期入院等に関する情報提供の協力を得ること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師等が妊婦と面接し、出産後、母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明している。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 母子健康手帳の中に事業の案内のリーフレットを挿入
- 新聞や広報等で周知

4. 個人情報保護と訪問の同意

- 訪問者の守秘義務について市町村の事業実施要綱で規定を定めたり、採用に当たっては市長の委嘱を行い守秘義務を課すなどして個人情報保護に努めること。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際等に、事業の実施について対象者に説明し同意を得ること。
- 訪問記録等の取扱及び管理方法について取り決めること。
- 訪問の際、訪問者は写真入りの身分証を提示するなどして身分を明らかにすること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師が妊婦本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。
- 出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。
- 上記「母子保健推進員訪問カード」をヘルスステーション（保健センター）で集約し、保健師が各地域の母子保健推進員に手渡し、母子保健推進員は訪問終了後、訪問結果を同カードに記録し、保健師に報告する際に提出している。
- 母子保健推進員は、訪問の際、市が発行した顔写真入りの身分証を首から下げ、市から委嘱を受けている者、本人であることを示している。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が訪問）の場合】

- 愛育会の連絡員以上の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱し、守秘義務を課している。
- 妊娠届出の際、母子保健推進員の訪問同意書を手渡し、同意した場合に訪問を実施している。
- 訪問の際、「母子保健推進員証」を携帯している。

5. 訪問時期

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間とするが、対象家庭の事情を最優先するとともに、状況に応じて適切な時期を決定すること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子の1か月健診の結果が聞ける、新生児訪問（希望者及びハイリスク対象に別途生後40日以内に助産師が実施）後の状況を確認できる、子どもがいる生活に母親が少し慣れてくる等の理由から、生後2か月頃に実施している。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 新生児訪問指導であるため、生後28日以内に1回としているが、生後28日を経過して出生連絡票の提出があった者や、養育上必要がある者等は生後28日以降に実施している。

【埼玉県鶴ヶ島市（母子保健推進員（助産師看護師有資格者）と育児支援家庭訪問員（市指定）が訪問）の場合】

- 第1子 —— 生後2か月頃（保健師が実施）
- 第2子以降 — 生後4か月まで（育児支援家庭訪問員が実施）

6. 訪問者のリクルート

- 訪問者は、地域の実情に応じて保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、愛育班員、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し登用すること。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 保健師・助産師を非常勤で約70名採用。
- 広報等で採用募集を行い、職歴、訪問の経験、地域の実情の理解等について面接を実施し、採用の可否を決定している。
- 医療機関の助産師等が地域や家庭を知るために応募してくることも多い。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が実施）の場合】

- 市長が委嘱。公募はしておらず、地域からの推薦及び任期を終える者が後任を推薦する等により決定。
- 30～70歳の育児経験のある女性30名で構成している。
- 3年任期、任期更新し、上限の70歳まで続ける場合が多い。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が実施）の場合】

- 愛育会の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱しており、平成18年度に母子保健推進員として委嘱されている愛育班員は150名。任期は1年。
- 20～30歳台の子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員を選出している。親子で代々愛育班員として活動しているケースや、訪問が助けになった体験から今度は自分が訪問したいとの希望で愛育会班員となるケースが複数ある。

7. 訪問者の研修

- 受講者の職種、背景を踏まえた内容とすること。
- 研修内容の標準化を図り、また、後日参照できるよう研修用テキスト等を作成すること。
- 訪問の主な目的は、母親の訴えにじっくり耳を傾け話を聞くこと、情報提供することであることを明確に伝えること。特に、訪問に当たっては、個人の価値観、子育て観を押しつけないという内容を含むこと。
- 個人情報保護に関する内容を含むこと。

- 家庭訪問の実際を疑似体験するためにロールプレイングを取り入れる等研修方法を創意工夫すること。
- 可能な限り、実際の訪問に同行するなどを取り入れること。
- 訪問者同士が互いの体験を共有し、自己研鑽のための場を作ること。

【習志野市（母子保健推進員）の場合】

- 保健師がオリエンテーションを実施
- 保健師及び先輩母子保健推進員の家庭訪問への同行
- 保健師等と合同の研修会を年に数回開催、情報交換及び専門家の講義等を実施

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 地区担当保健師が実施要綱及び市が作成した「子育て支援マニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施
- 「子育て支援マニュアル」の主な構成は以下のとおり
 - ・ 保健分野における子育て支援・児童虐待の早期発見と予防
 - ・ 各母子保健事業における観察ポイント（10. リスクアセスメントの項に記載）及び留意点
- 訪問の際は、個人的経験に基づく指導ではなく、市作成の「すくすくハンドブック」に沿った説明をすることや、守秘義務、訪問時のあいさつ、感染防止対策等の留意点について説明
- 常勤保健師の家庭訪問への同行を必ず実施
- 1～2か月に一度連絡会を開催、事例報告や情報交換等を実施
- 子どもと家族に関する様々なテーマ（例：「発達障害」、「虐待予防」等）で年に1回から数回研修会を実施。

8. 訪問時に提供する書類等

- 各市町村で実施している子育て支援プログラム（地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業、子育て支援センター事業）、児童館、保育所、育児支援家庭訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、その他）の案内等
- 乳幼児健診・予防接種の受診票
- 育児相談窓口の案内等

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 「すこやか習志野っ子（習志野市子育てファイル）」（市の子育て支援事業の内容、スケジュール、あかちゃんの発達、離乳食の進め方、歯の磨き方、乳幼児医療費助成、児童手当、予防接種予診票、4か月児健康相談等の案内）
- 喫煙防止パンフレット

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 「ブックスタート事業」の案内（生後6か月時に「ブックスタート事業」を実施）
- 子育て支援センターの機関誌最新号、「子育てマップ」

【群馬県藤岡市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 産後アンケート（授乳方法、対象児が泣いたときの気持ち、対象児に対する家族の思い、心配なこと、相談したいことについての記述式アンケート、訪問時母親がその場で記入）
- 「3か月児健康診査のおすすめ」

9. 訪問の内容

- 訪問者の職種、背景に応じた訪問内容とすること。
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- 様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況、家族からの支援状況、養育環境等を把握し助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること。
- 母子健康手帳任意記載部分や、各地域において作成している子育て支援に関するハンドブック、パンフレット等を活用し、母親が訴えた悩みや不安に関係する情報の提供や助言を行うこと。
- 訪問結果を記録する様式を作成し、訪問者は訪問結果を記録し、担当者に報告すること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 市で作成している「すこやか習志野っ子—習志野市子育てファイル」を持参し、市の子育て支援事業の紹介や乳児健診、予防接種の受診勧奨等を行う。
- 訪問時に「母子保健推進員訪問カード（参考資料参照）」を持参し、母親の生活状況や子どもの様子、支援の状況等を項目に沿って、母親に質問しながら、母親の訴えに耳を傾け、適宜アドバイスする。
- 訪問時間は30分～1時間程度。
- 母乳のトラブル等専門知識を要する質問については、保健師に相談するよう伝え、直接回答しないよう留意している。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 母子健康手帳交付時に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に沿って行う。
- 母親の妊娠時の状況、妊娠既往及び既往症、出産の経過及び状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 児について、身長、体重、胸囲、頭囲の計測を行うとともに、発育・発達状況、栄養、育児状況、生活状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 母の職業や家族関係等について質問し、必要な助言・指導を行う。
- その他、観察ポイント（リスクアセスメントの項参照）を念頭に置いて母親の悩みや不安等について耳を傾け、必要な助言・指導を行う。
- 訪問時間は1時間程度

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 健康票に基づく母子の健康・育成状況の把握
- 母親への質問票、EPDS（エジンバラ産後うつ尺度）、子どもへの気持ち質問票を用い、妊娠出産時の状況、家族関係や子どもに対する気持ちなど、母親の精神面の把握
- （把握した情報を参考に）育児の悩み・不安・思い等に傾聴しながら健康・発育・育児環境に問題を有するケースに対する助言指導
- 市の子育て支援施策の説明と参加勧奨
- 予防接種他母子保健施策の説明と受診勧奨
- 訪問時間は1時間程度

10. リスクアセスメント

- 訪問の際、リスクアセスメントとして実施する子どもの様子や母親の言動、家庭の様子等についての観察は、研修時に周知徹底すること。
- リスクアセスメントの内容は、訪問者の職種、背景に合わせたものとする。
- 市町村担当保健師は、訪問結果を受けて総合的にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえてケース検討会議の開催等必要な措置を講じること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

「母子保健推進員訪問カード」に以下の項目を含め、母親に直接聞くとともに、訪問終了後カードに全て記録し、地区担当保健師に報告している。

- ・ 医療機関の産後（生後）1か月健診の受診状況とその際おかあさんが気になったこと
- ・ 訪問時のあかちゃんの様子（例：母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった）
- ・ 栄養（母乳・混合・ミルク）
- ・ 家族で喫煙する人、分煙の状況
- ・ おかあさんの身体と心の具合（妊娠中、出産後）
- ・ 産後の支援（例：実家に2か月帰っていた、1か月義母が手伝いに来てくれた等）
- ・ 訪問時のお母さんの様子（例：楽しそうに育児をしていた、ぐずることが多く疲れている様子等）
- ・ おかあさんの起床時間、就寝時間、朝食の摂取状況
- ・ 産後、健診以外での医療機関の受診状況
- ・ その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと